

## 処分基準の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	処分の概要	処分権者 (担当課)		
9	青森市水道事業条例	第37条	給水の停止	青森市公営企業 管理者企業局長 (施設課)		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">処分基準</td> <td style="padding: 10px;"> <p>(給水の停止)</p> <p><b>第三十七条</b> 管理者は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>一 第二十条の料金又は第三十一条の加入金を指定期限内に納付しないとき</p> <p>二 正当な理由なしに、第二十二条の規定による使用水量の計量若しくは第三十五条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>三 水道水を汚染するおそれのある器物又は施設と給水栓とを連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。</p> </td> </tr> </table>					処分基準	<p>(給水の停止)</p> <p><b>第三十七条</b> 管理者は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>一 第二十条の料金又は第三十一条の加入金を指定期限内に納付しないとき</p> <p>二 正当な理由なしに、第二十二条の規定による使用水量の計量若しくは第三十五条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>三 水道水を汚染するおそれのある器物又は施設と給水栓とを連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。</p>
処分基準	<p>(給水の停止)</p> <p><b>第三十七条</b> 管理者は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>一 第二十条の料金又は第三十一条の加入金を指定期限内に納付しないとき</p> <p>二 正当な理由なしに、第二十二条の規定による使用水量の計量若しくは第三十五条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>三 水道水を汚染するおそれのある器物又は施設と給水栓とを連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。</p>					
意見陳述区分		弁明の機会の付与				